（無断複写・転載を禁ず）

第75回税理士試験　相続税法
第一問（理論）解答

〔表示内容の説明〕
配　点：1 … 1点
難易度：A … 得点すべき箇所(易)　B … 差がつく箇所(中)　C … 得点不要の箇所(難)

問（配点50点）

(1)
1　分割されていない場合の相続税の申告手続の概要
(1)　概要
相続人間で分割されていない場合には、相続人が民法に規定する相続分により取得したものとして仮計算を行い、相続税の申告手続を行うこととなる。
(2)　未分割遺産に対する課税 4 B
相続若しくは包括遺贈により取得した財産に係る相続税について申告書を提出する場合又はその財産に係る相続税について更正若しくは決定をする場合において，その相続又は包括遺贈により取得した財産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によってまだ分割されていないときは，その分割されていない財産については，各共同相続人又は包括受遺者が民法（寄与分を除く。)の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従ってその財産を取得したものとしてその課税価格を計算するものとする。
(3)　相続税の期限内申告 4 A
相続又は遺贈（その相続に係る被相続人からの贈与により取得した相続時精算課税適用財産に係る贈与を含む。以下同じ。)により財産を取得した者及びその被相続人に係る相続時精算課税適用者は，その被相続人からこれらの事由により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格の合計額がその遺産に係る基礎控除額を超える場合において，その者に係る相続税の課税価格に係る相続税額（配偶者に対する相続税額の軽減の規定の適用がないものとして計算した金額）があるときは，その相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内に期限内申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
2　趣旨 2 B（下線部の解答）
被相続人の死亡による相続税の課税価格の計算は、相続又は遺贈により取得した財産の価額を基として計算することとされているが、被相続人の遺産が相続税の申告期限までに分割されない場合には、相続税の計算をすることができず、遺産分割を早期に行った者とそうでない者との間で相続税の負担に不公平が生じることになるため、上記のような取扱いが設けられている。

（無断複写・転載を禁ず）

(2)

1　概要 6 B（各人の申告手続　各 2）

(1)　配偶者Ａは、当初課税価格を３億円とする期限内申告書を提出しているが、その後の遺産分割により課税価格が１億 5,000万円となり、当初の申告に係る課税価格及び相続税額が過大となったことから、更正の請求をすることができる。

(2)　子Ｂは、当初課税価格を１億 5,000万円とする期限内申告書を提出しているが、その後の遺産分割により課税価格が２億 5,000万円となり、当初の申告に係る相続税額に不足が生じることから、修正申告をすることができる。

(3)　子Ｃは、当初課税価格を１億 5,000万円とする期限内申告書を提出しているが、その後の遺産分割により課税価格が２億円となり、当初の申告に係る相続税額に不足が生じることから、修正申告をすることができる。

2　関連する相続税法の条文

(1)　未分割遺産に対する課税 2 B

問(1)２(2)の後においてその財産の分割があり，その共同相続人又は包括受遺者がその分割により取得した財産に係る課税価格がその相続分又は包括遺贈の割合に従って計算された課税価格と異なることとなった場合においては，その分割により取得した財産に係る課税価格を基礎として，納税義務者において申告書を提出し，若しくは更正の請求をし，又は税務署長において更正若しくは決定をすることを妨げない。

(2)　修正申告 3 A

相続税の期限内申告書又はその申告書に係る期限後申告書を提出した者（相続税について決定を受けた者を含む。）は，(3)に掲げる事由が生じたため既に確定した相続税額に不足を生じた場合には，修正申告書を提出することができる。

(3)　更正の請求 5 A

相続税について申告書を提出した者又は決定を受けた者は，次の事由によりその申告又は決定に係る課税価格及び相続税額が過大となったときは，それぞれの事由が生じたことを知った日の翌日から４月以内に限り，納税地の所轄税務署長に対し，その課税価格及び相続税額につき更正の請求をすることができる。

・　未分割財産について民法（寄与分を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って課税価格が計算されていた場合において，その後その財産の分割が行われ，共同相続人又は包括受遺者がその分割により取得した財産に係る課税価格がその相続分又は包括遺贈の割合に従って計算された課税価格と異なることとなったこと。

(3)

①について

1　概要 6 B（各人の結論　各 2）

(1)　配偶者Ａが取得した配偶者居住権の敷地利用権は、土地の上に存する権利であることから小規模宅地等の特例の対象となり、被相続人甲の居住の用に供されていた宅地等を配偶者Ａが取得していることから特定居住用宅地等に該当し、特例対象宅地等に該当する。

(2)　子Ｂが取得した家屋の敷地は、被相続人甲の居住の用に供されていた宅地等をその建物に居住していた子Ｂが取得し、相続税の申告期限まで引き続き居住等していることから特定居住用宅地等に該当し、特例対象宅地等に該当する。

(3)　子Ｃが取得した更地は、相続開始の直前において建物又は構築物の用に供されていないことから、特例対象宅地等に該当しない。

2　関連する条文

(1)　小規模宅地等の特例（特例対象宅地等の意義） 2 B

特例対象宅地等とは，個人が相続又は遺贈により取得した財産のうちに，その相続の開始の直前において，その相続若しくは遺贈に係る被相続人又はその被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族（以下「被相続人等」という。）の事業（事業に準ずるものとして一定のものを含む。以下同じ。）の用又は居住の用（居住の用に供することができない一定の事由により相続の開始の直前においてその被相続人の居住の用に供されていなかった場合（一定の用途に供されている場合を除く。）におけるその事由により居住の用に供されなくなる直前のその被相続人の居住の用を含む。以下同じ。）に供されていた宅地等で建物又は構築物の敷地の用に供されているもののうち一定のもの（特定事業用宅地等，特定居住用宅地等，特定同族会社事業用宅地等及び貸付事業用宅地等に限る。）をいう。

(2)　特定居住用宅地等の意義 4 B

被相続人等の居住の用に供されていた宅地等（その宅地等が２以上ある場合には，一定の宅地等に限る。）で，その被相続人の配偶者又は次に掲げる要件のいずれかを満たすその被相続人の親族（配偶者を除く。以下(2)において同じ。）が相続又は遺贈により取得したものをいう。

①　その親族が相続開始の直前においてその宅地等の上に存するその被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物（その被相続人，被相続人の配偶者又はその親族の居住の用に供されていた部分として一定の部分に限る。）に居住していた者であって，相続開始時から申告期限まで引き続きその宅地等を有し，かつ，その建物に居住していること。

②　その他一定の親族が一定の要件を満たすこと。

（無断複写・転載を禁ず）

②について

1　概要 **4** *A*（下線部の解答　各 **2**）

(1)　<u>配偶者Ａが取得した配偶者居住権の敷地利用権の小規模宅地等の特例の対象となる面積は 100㎡</u>（300㎡×１億円／３億円＝100㎡）<u>となる</u>。

(2)　<u>子Ｂが取得した家屋の敷地の小規模宅地等の特例の対象となる面積は 200㎡</u>（300㎡×２億円／３億円＝200㎡）<u>となる</u>。

(3)　子Ｃが取得した更地は小規模宅地等の特例の対象とならないため、対象となる面積はない。

2　関連する条文（配偶者居住権等の面積）　**2** *C*

小規模宅地等の特例の規定の適用を受けるものとしてその全部又は一部の選択をしようとする特例対象宅地等が配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される宅地等又はその宅地等を配偶者居住権に基づき使用する権利の全部又は一部である場合には，その特例対象宅地等の面積は，その面積に，それぞれその敷地の用に供される宅地等の価額又はその権利の価額がこれらの価額の合計額のうちに占める割合を乗じて得た面積であるものとみなして，小規模宅地等の特例の規定を適用する。

(4)

1　概要 **3**（配偶者Ａからの贈与とみなされる点の解答 **2** *B*、その他の要件・価額の解答 **1** *C*）

配偶者居住権が合意等により消滅した場合において、配偶者居住権の目的となっている建物及びその建物の敷地の用に供される土地の所有者である子Ｂが対価を支払わなかったとき又は著しく低い価額の対価を支払ったときは、子Ｂが、その消滅直前に、配偶者Ａが有していた配偶者居住権の価額に相当する利益及びその土地を配偶者居住権に基づき使用する権利の価額に相当する利益に相当する金額（対価の支払があった場合には、その価額を控除した金額）を、配偶者Ａから贈与によって取得したものとみなされる。

2　関連する条文（その他の利益）　**3** *B*

他の規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなす場合を除くほか，対価を支払わないで，又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合においては，その利益を受けた時において，その利益を受けた者が，その利益を受けた時におけるその利益の価額に相当する金額（対価の支払があった場合には，その価額を控除した金額）をその利益を受けさせた者から贈与（その行為が遺言によりなされた場合には，遺贈）により取得したものとみなす。